

介護保険料減免措置支援事業

長寿・障害福祉課

事業費： 388千円

事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等、住民生活等を支援する施策として、第一号被保険者に係る介護保険料の減免を令和4年度も引き続き実施する。

令和4年度の減免額の財政措置について、令和3年度同様、国による財政支援が特別調整交付金において段階的な補助割合が設けられ、減免額によって部分的な財政支援となっており、本市は、減免額の10分の4の補助割合となる見込みである。残りの10分の6の地方負担分について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、介護保険運営の安定化を図るものである。

事業内容・事業費内訳等

令和4年度の減免見込額は、減免が被保険者の申請に基づく措置であり、減免見込額の見通しがつかないため、令和3年度の減免実績を積算基礎とする。

○令和4年度減免見込額 645,799円（令和3年度減免実績額）

【事業費】 645,799円×6/10≒388千円

その他

※令和4年3月14日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号被保険者の令和4年度における減免措置に対する今後の財政支援に対する今後の財政支援の取扱いに関するQ&A」問20の回答により、本交付金を活用することは可能。

※「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A（第7版）」

1-27 参照